

○財務省告示第十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年十二月二十二日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
法律第二十三号）第四十七条第
一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

十 十
三 二

ロ イ 一

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

銭 額 銭 額
面 以 面
金 上 金
額 の 額
百 所 百
円 れ 円
に ぞ につ
つ き の き
百 円 必 募 価 格
九 十 一

(一) 年
一
募 入 五
払 決 定 の セ ン ト
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 募 入 決 定 額 に 加 え 次 の 算 者
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{2}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるるの
座についで載しは前記の算式に
よる算出た金額から該金を
じたり金額の十分の一を乗
をたし金額のおいたし、該債
が非発行時に、又は外国債
るが非発行時に、又は外国債

十四 初期利子

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成五十六年十二月二十日

償還金額
償還金額
元利金支額

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

十六 償還金額

平成二十六年十二月二十二日

払込期日

入札参加

払場所

者

二十

十九

十八

十七

十六